



熊本県公報

目次

告示	道路の区域変更	道路の供用開始	海岸保全区域の指定の一部改正	熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項の一部改正	道路の供用開始	指定居宅サービス事業所の指定	指定居宅介護支援事業所の指定	生活保護法による介護機関の指定	道路の区域変更	道路の供用開始	漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧
	(道路維持課)	(道路維持課)	(農村整備課)	(漁政課)	(道路維持課)	(高齢保健福祉課)	(道路維持課)	(医務福祉課)	(道路維持課)	(漁政課)	(漁政課)
	一	二	二	二	三	三	三	三	四	五	六
	九	八	八	八	七	七	六	六	六	六	九

熊本県卸売市場整備計画（第七次）
（農業団体金融課） 九

大規模小売店舗立地法の届出に対する市町村意見
（商工政策課） 三九

特定非営利活動法人の設立の認証申請
（県民生活総室） 三九

県営土地改良事業計画変更
（農村計画課） 三九

平山土地改良区解散認可
（農村計画課） 三九

換地計画の決定
（農村整備課） 四〇

大規模小売店舗立地法の届出に対する市町村意見
（農地建設課） 四〇

建築許可に係る公開による意見の聴取
（商工政策課） 四〇

登載依頼
（建築課） 四〇

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表
（有明海自動車航送船組合） 四〇

告示

熊本県告示第八百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十一月三十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び区域変更する区間等		道路の種類		前		後		備考
路線名	区域変更する区間	前	後	前	後	前	後	
八代郡泉村大字柿迫字銭時 八三六六番三地先から 八三七二番二地先まで	八代郡泉村大字柿迫字銭時 八三六六番三地先から 八三七二番二地先まで	九・〇	九・〇	二一・五	二一・五	一三二・〇	一三二・〇	緊道整

一般 中津道	八代市古麓町字堤下		後	前	備考
県道 八代線	同 所	同 字	五・七	七・二	交安施
同 所	同 字	同 字	七・二	二五・二	
同 所	同 字	同 字	七・二	二五・二	
同 所	同 字	同 字	七・二	二五・二	

二 区域変更する期日 平成十三年十一月三十日

熊本県告示第八百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十一月三十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

一般 甲 佐	下益城郡中央町大字原田字六ツ枝		後	前	備考
県道 小川線	同 所	同 字	一三・〇	四二・〇	編 区 入 域
同 所	同 字	同 字	一三・〇	四二・〇	
同 所	同 字	同 字	一三・〇	四二・〇	
同 所	同 字	同 字	一三・〇	四二・〇	

二 区域変更する期日 平成十三年十一月三十日

熊本県告示第八百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十一月三十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課にお

いて一般の縦覧に供する。
平成十三年十一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

一般 清和	下益城郡砥用町大字洞岳字洞岳		後	前	備考
県道 砥用線	同 所	同 字	七・九	一九・九	緊道整
同 所	同 字	同 字	七・九	一九・九	
同 所	同 字	同 字	七・九	一九・九	
同 所	同 字	同 字	七・九	一九・九	

二 区域変更する期日 平成十三年十一月三十日

熊本県告示第八百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十一月三十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川線	八代郡泉村大字柿迫字銭時 八三六二番 地先から 同 同 字 八三七二番一 地先まで	三二〇・〇	緊道整
一般県道	鹿本線 松尾線	鹿本郡鹿本町庄字寺田 一一五八番一 地先から 鹿本郡菊鹿町木野字深町 二六四〇番一 地先まで	一一〇・〇	"

二 供用開始する期日 平成十三年十一月三十日

熊本県告示第八百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十一月三十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	黒木線 鹿北線	鹿本郡鹿北町大字岩野字大久保 一九七四番一 地先から 字女田 一八七八番一 地先まで	六五一・〇	緊道整
一般県道	甲佐線 小川線	下益城郡中央町大字原田字六ツ枝 三三七番一 地先から 同 同 字 三二〇番一 地先まで	四二・〇	区域編入

二 供用開始する期日 平成十三年十一月三十日

熊本県告示第八百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十一月三十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	水俣線 出水線	水俣市長崎字河端 七八五番一 地先から 七八五番一 地先から 水俣市湯出字前田 二一五三番一 地先まで	一八五・九	緊道整
"	清和 砥用線	下益城郡砥用町大字洞岳字洞岳 六一番二 地先から 同 同 字 五九番 地先まで	七三・〇	緊道整

二 供用開始する期日 平成十三年十一月三十日

熊本県告示第八百九十一号

昭和三十三年五月三十日熊本県告示第三百三十四号（海岸法第三条の規定に基づく海岸保全区域の指定）の一部を次のように改める。

平成十三年十一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

農林水産省農村振興局所管の表中八代海の塩屋浦及び文政の項を次のように改める。

八代海	塩屋浦	区域の位置
陸域側境界	宇土郡不知火町大字長崎地先海岸一、〇九〇メートル 起点、宇土郡不知火町大字長崎字大割三九一の二番 地長崎樋門左側々壁より東方六四メートル地点 終点、宇土郡不知火町大字長崎字千鳥瀉塩屋浦樋門 右側々壁より三五メートル地点 堤防外法尻より堤防内法尻及び潮遊池堤防内法尻まで 起点、宇土郡不知火町大字長崎字大割三八二番地先	

文 政	区域の位置
保全区域	水域側境界 陸域側境界 陸域側境界 陸域側境界と水域側境界線とに挟まれた区域
	陸域側境界 堤防外法尻より海面三〇〇メートル地点まで 起点、宇土郡不知火町大字長崎字大割三九一の二番 地長崎樋門左側々壁より東方六四メートル地点 終点、宇土郡不知火町大字長崎字千鳥淵塩屋浦樋門 右側々壁地点
	陸域側境界線と水域側境界線とに挟まれた区域
	八代郡鏡町大字北新地及び八代郡鏡町大字宝出地先海 岸六、〇〇メートル 起点、八代郡鏡町大字北新地西区地先大鞘川大鞘樋 門右岸取付地点 終点、八代郡鏡町大字宝出地先横江大橋下流地点
陸域側境界	堤防外法尻から潮遊池堤防内法尻まで 起点、八代郡鏡町大字北新地西区地先 終点、八代郡鏡町大字宝出三番地先
	堤防外法尻より海面五〇〇メートル地点まで、起点側 は大鞘川右岸側の取付海岸堤防外法尻より海面九〇メ ートル地点まで、終点側は鏡川左岸側の取付海岸堤防 外法尻より海面八五メートル地点まで

熊本県告示第八百九十二号

熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項の一部を改正する要項を次のとおり定める。

平成十三年十一月三十日

熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項の一部を改正する要項

熊本県知事 潮 谷 義 子

次のように改正する。

第四条第一項中「とする。」の下に「なお、経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保

資金については、沿岸漁業従事者等のうち小型の漁船を使用して水産動植物の採捕の事業
 を行う者にあつては、十トン未満の動力漁船を使用する者のほか十トン以上二十トン未満
 の動力漁船を使用する者のうち水産庁長官が定める者とする。」を加える。

別表第一 経営等改善資金の項中

四 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機関その他の漁船に設置される 機器等であつて、通常の形式のもの又は 通常の方法によるものと比較して燃 料油の消費が節減されるものの設置に 必要な資金	一 漁船用エネルギー 環境対応機関の設置 費用 二 定速装置の設置費 用 三 潤滑油性状維持装 置の設置費用	一台につき 千二百万円 一台につき 百二十万円 一台につき 十万円	千三百万円	七年以内(据置 期間一年以内を 含む。) だが し、潤滑油性状 維持装置につい ては、二年以内
--	--	--	-------	--

四 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機関その他の漁船に設置される 機器等であつて、通常の形式のもの又は 通常の方法によるものと比較して燃 料油の消費が節減されるものの設置に 必要な資金	一 漁船用環境高度対 応機関の設置費用 二 定速装置の設置費 用 三 潤滑油性状維持装 置の設置費用	一台につき 千二百万円 一台につき 百二十万円	千三百万円	七年以内(据置 期間一年以内を 含む。)
--	---	----------------------------------	-------	----------------------------

九 救命消防設備購入資金 漁船に備え付けられる救命胴衣その 他の救命設備又は消火器その他の消防 設備の購入に必要な資金	一 膨張式救命いかだ の購入費用 二 救命胴衣の購入費 用 三 救命浮環又は救命 浮輪の購入費用 四 信号紅炎の購入費 用 五 消火器の購入費用 六 エンジン自動停止 装置の購入費用 七 ーパーの購入費 用 ハ レーダートランス 用の購入費用	一件につき 五十万円 一件につき 十万円 一件につき 十万円 一件につき 十万円 一件につき 十万円 一件につき 十万円 一件につき 十万円 一件につき 六十万円 一件につき 六十万円 一件につき 六十五万円	百三十万円 ただし、第 二号から第 六号に掲げ る費用に係 る貸付金の 合計額が十 万円を超え ないこと。	貸付の内容の欄 は一〜六について は二年以内、同 欄七、八につい ては五年以内
--	---	---	---	---

九 救命消防設備購入資金 漁船に備え付けられる救命胴衣その 他の救命設備又は消火器その他の消防 設備の購入に必要な資金	一 膨張式救命いかだ の購入費用 二 救命胴衣の購入費 用 三 救命浮環又は救命 浮輪の購入費用 四 信号紅炎の購入費 用 五 消火器の購入費用	一件につき 五十万円 一件につき 十万円 一件につき 十万円 一件につき 十万円 一件につき 十万円	百三十万円 ただし、第 二号から第 五号に掲げ る費用に係 る貸付金の 合計額が十 万円を超え ないこと。	貸付の内容の欄 は一〜五につい ては一年以内、同 欄六、七につい ては五年以内
--	--	---	---	---

に、 を に、 を

改め、同表生活改善資金の項中

<p>六 イーパフの購入費用 一件につき 六十万円</p> <p>七 レーダートランスポンダの購入費用 一件につき 六十五万円</p>	<p>十一 漁船衝突防止機器等購入等資金 レーダー反射機その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金</p> <p>一 レーダー反射機の購入又は設置費用 四十万円 一件につき 四十万円</p> <p>二 無線電話の設置費用 四十万円 一件につき 四十万円</p> <p>三 音響信号設備の購入費用 四十万円 一件につき 四十万円</p>	<p>十一 漁船衝突防止機器等購入等資金 レーダー反射機その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金</p> <p>一 レーダー反射機の購入又は設置費用 四十万円 一件につき 四十万円</p> <p>二 無線電話の設置費用 四十万円 一件につき 四十万円</p>	<p>一 生活合理化設備資金 生活合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金</p> <p>一 し尿浄化装置は改良便その設置に必要な資材の購入費用 三十万円 一件につき 三十万円</p> <p>二 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用 十万円 一件につき 十万円</p> <p>三 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用 十万円 一件につき 十万円</p> <p>四 こみ焼却設備の設置に必要な資材の購入費用 八万円 一件につき 八万円</p>	<p>二 住居利用方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他の住居の利用方式の改善に必要な資金</p> <p>一 居室（居間、寝室、子供室、老人室等）の改造費用 八十万円 一件につき 八十万円</p> <p>二 炊事施設（炊事場、食事室等）の改造費用 八十万円 一件につき 八十万円</p> <p>三 衛生施設（浴室、便所、洗面所等）の改造費用 八十万円 一件につき 八十万円</p> <p>四 家事室等（家事室、更衣室、土間等）の改造費用 八十万円 一件につき 八十万円</p>

を に を

<p>一 生活合理化設備資金 生活合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金</p> <p>一 し尿浄化装置は改良便その設置に必要な資材の購入費用 三十万円 一件につき 三十万円</p> <p>二 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用 十万円 一件につき 十万円</p> <p>三 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用 十万円 一件につき 十万円</p>	<p>二 住居利用方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他の住居の利用方式の改善に必要な資金</p> <p>一 居室（居間、寝室、子供室、老人室等）の改造費用 百五十万円 一件につき 百五十万円</p> <p>二 炊事施設（炊事場、食事室等）の改造費用 百五十万円 一件につき 百五十万円</p> <p>三 衛生施設（浴室、便所、洗面所等）の改造費用 百五十万円 一件につき 百五十万円</p> <p>四 家事室等（家事室、更衣室、土間等）の改造費用 百五十万円 一件につき 百五十万円</p>	<p>二 住居利用方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他の住居の利用方式の改善に必要な資金</p> <p>一 居室（居間、寝室、子供室、老人室等）の改造費用 百五十万円 一件につき 百五十万円</p> <p>二 炊事施設（炊事場、食事室等）の改造費用 百五十万円 一件につき 百五十万円</p> <p>三 衛生施設（浴室、便所、洗面所等）の改造費用 百五十万円 一件につき 百五十万円</p> <p>四 家事室等（家事室、更衣室、土間等）の改造費用 百五十万円 一件につき 百五十万円</p>	<p>一 生活合理化設備資金 生活合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金</p> <p>一 し尿浄化装置は改良便その設置に必要な資材の購入費用 三十万円 一件につき 三十万円</p> <p>二 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用 十万円 一件につき 十万円</p> <p>三 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用 十万円 一件につき 十万円</p>	<p>二 住居利用方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他の住居の利用方式の改善に必要な資金</p> <p>一 居室（居間、寝室、子供室、老人室等）の改造費用 八十万円 一件につき 八十万円</p> <p>二 炊事施設（炊事場、食事室等）の改造費用 八十万円 一件につき 八十万円</p> <p>三 衛生施設（浴室、便所、洗面所等）の改造費用 八十万円 一件につき 八十万円</p> <p>四 家事室等（家事室、更衣室、土間等）の改造費用 八十万円 一件につき 八十万円</p>

に

改める。

別記第二号様式その一（第六条関係）中「海路田口ヤニヤニ編織対付織機」を「海路田口編織対付織機」に改める。
別記第二号様式その五（第六条関係）中「ヤニヤニ編織対付織機」を削除する。
附則
この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第八百九十三号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十三年十一月三十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成十三年十一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	三二四号	天草郡有明町大字須子字長田 三〇五六番一地从先から 同 所 大字大浦字鳥越 三五七〇番三地从先まで	三七五・〇	交 安 施

二 供用開始する期日 平成十三年十一月三十日

熊本県告示第八百九十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成十三年十一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
豊田実業株式会社	豊田実業株式会社	平成十三年十一月十五日
水俣市浜松町五番十五号		

熊本県告示第八百九十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
平成十三年十一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
阿蘇郡医師会居宅介護支援事業所	社団法人阿蘇郡医師会	平成十三年十一月十五日
阿蘇郡高森町高森千六百九		

熊本県告示第八百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成十三年十一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
居宅介護支援事業所あじさい 熊本市清水町麻生田千六百五十六番地八	有限会社介護サービス 事業所あじさい	平成十三年十一月六日

熊本県告示第八百九十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
平成十三年十一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
居宅介護支援事業所「とどろき」 宇土市栗崎町七百三十六番地	有限会社ハートフルハ ウス	平成十三年十一月六日

熊本県告示第八百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護機関を次のように指定した。
平成十三年十一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人清和村社会福祉協議会	社会福祉法人清和村社会福祉協議会	平成十三年十月二十三日
上益城郡清和村大字大平九一	上益城郡清和村大字大平九一	

〔「居宅療養管理指導」〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
さくらざか薬局	有限会社エフアンドビイメディカル	平成十三年十月十一日
下益城郡砥用町大字洞岳一三〇	熊本市九品寺一六一六一〇一	
八一一		

まつばせ児嶋クリニツク	児嶋 真治	平成十三年
下益城郡松橋町大野浜田保留番地二七二	熊本市新大江三二一四一五三	十月一日
野の花薬局	有限会社野の花薬局	平成十三年
阿蘇郡阿蘇町小里二五〇一四	阿蘇郡阿蘇町小里二五〇一四	十月一日
きりん薬局原田店	有限会社ケイビーエス・ネットワー	平成十三年
球磨郡多良木町多良木二八九九	球磨郡多良木町多良木二八九九	十一月一日

熊本県告示第八百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十一月三十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員		延長		備考
			前	後	前	後	
一般国道	二二六八号	水俣市中鶴字井樋口 同 所 字 岩 下 一一三〇番一地先から 一一三二番一地先まで	一六・六	二七・五	一一七・五	一一七・五	単防炎
一般県道	深川津奈木線	葦北郡津奈木町大字岩城字染竹 同 所 同 字 一一二九一番三地先から 一一二九〇番一地先まで	四・三	五・七	一一八・三	一一八・三	交安施

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員		延長		備考
			前	後	前	後	
一般県道	深川津奈木線	葦北郡津奈木町大字岩城字染竹 同 所 同 字 一一三七一番三地先から 一一四四九番三地先まで	六・四	七・一	一一〇・二	一一〇・二	交安施
一般国道	四四三三号	上益城郡甲佐町大字早川字前田 同 所 同 字 八三〇番一地先から 四三四番一地先まで	五・五	六・五	四七・二	四七・二	

二 区域変更する期日 平成十三年十一月三十日

熊本県告示第九百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十一月三十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員		延長		備考
			前	後	前	後	
一般国道	四四三三号	上益城郡甲佐町大字早川字前田 同 所 同 字 八三〇番一地先から 四三四番一地先まで	五・五	六・五	四七・二	四七・二	
一般県道	深川津奈木線	葦北郡津奈木町大字岩城字染竹 同 所 同 字 一一三七一番三地先から 一一四四九番三地先まで	六・四	七・一	一一〇・二	一一〇・二	交安施

" "	" "	宇土線 同所	八代鏡 同所	下益城郡松橋町大字松橋字中原 五七八番地先から 五七九番四地先まで	後	前	後	前	後	前	" "
					一〇・〇	一・四	二一・六	一〇・〇			
同所	同所	同番地先まで	同所	同所	後	前	後	前	後	前	" "
					一四・〇	一八・五	一七・〇	一七・〇			
同所	同所	同番地先まで	同所	同所	後	前	後	前	後	前	" "
					一八・五	一四・〇	一七・〇	一七・〇			
熊本県告示第九百一十一号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 その関係図面は、平成十三年十一月三十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成十三年十一月三十日					二 区域変更する期日 平成十三年十一月三十日						

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び区域変更する区間等	道路の種類	路線名	区域変更する区間	後	前	後	前	備考
				幅員	延長	幅員	延長	
一般大浜	一般大浜	玉名市大浜町字烏帽子	三四四番一地先から 三四四番一地先から	九・二	六八六・〇	六八六・〇	六八六・〇	交安施
小天線	小天線	同所	同所	一一・〇	一一・五	一一・〇	一一・五	交安施
同所	同所	同所	同所	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇	交安施
同所	同所	同所	同所	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇	交安施

二 区域変更する期日 平成十三年十一月三十日
 熊本県告示第九百一十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成十三年十一月三十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成十三年十一月三十日
 熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長（メートル）	備考
主要地方道	宇土線	下益城郡松橋町大字松橋字中原 五七八番地先から 五七九番四地先まで	一一三・三	交安施

二 供用開始する期日 平成十三年十一月三十日
 熊本県告示第九百一十三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成十三年十一月三十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月三十日

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	二 見 田浦線	葦北郡田浦町大字井牟田字水尻 四二六番四地先から 同 字	一五・〇	単交安
一般県道	二 見 田浦線	葦北郡田浦町大字井牟田字水尻 四七一番六地先から 同 字	一五・〇	"

二 供用開始する期日 平成十三年十一月三十日

熊本県告示第九百四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項に規定する同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定による事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成十三年十一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

一 加入区の名称

牛深町加入区

二 発起人の住所及び氏名

牛深市牛深町三四五番地 矢田文雄

牛深市牛深町二六八一番地 矢田末春

牛深市牛深町二九八四番地 浅見康行

牛深市牛深町一〇九九番地九 池田保之

三 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

牛深市漁業協同組合

四 縦覧期間

平成十三年十一月三十日から平成十三年十二月十四日まで

五 縦覧場所

牛深市漁業協同組合

熊本県告示第九百五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項に規定する同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定による事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成十三年十一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

一 加入区の名称

小島加入区

二 発起人の住所及び氏名

熊本市小島中町一三番地 石川 繁

熊本市小島中町四四二番地 岡本恒哉

三 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

小島漁業協同組合

四 縦覧期間

平成十三年十一月三十日から平成十三年十二月十四日まで

五 縦覧場所

小島漁業協同組合

熊本県告示第九百六号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六条第四項の規定に基づき、熊本県卸売市場整備計画（第七次）を次のとおり公表する。

平成十三年十一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県卸売市場整備計画（第7次）

目 次

第1	目標年度	-----	1 1
第2	卸売市場の適正な配置の方針	-----	1 1
1	生鮮食料品等の流通事情	-----	1 1
	(1) 需要の現状と見通し	-----	1 1
	(2) 供給の現状と見通し	-----	1 2
	(3) 卸売市場流通、卸売市場を經由しない流通等の現状と見通し	-----	1 4
2	品目別流通圏の設定	-----	1 7
3	卸売市場配置計画	-----	2 1
	(1) 卸売市場整備の基本方針	-----	2 1
	(2) 卸売市場の適正配置の方針	-----	2 2
	(3) 品目別卸売市場の整備方針	-----	2 3
第3	近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標	-----	2 9
1	立地に関する事項	-----	2 9
2	施設の種類に関する事項	-----	2 9
3	施設の規模に関する事項	-----	3 0
4	施設の配置及び運営に関する事項	-----	3 0
5	施設の構造に関する事項	-----	3 1
第4	卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項	-----	3 2
1	取引に関する事項	-----	3 2
2	物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項	-----	3 3
第5	卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標	-----	3 3
1	卸売業者	-----	3 3
2	仲卸業者	-----	3 5
第6	その他	-----	3 5

第 1 目標年度

この計画の目標年度を平成22年度とする。

計画の基準年度を平成10年度とする。

第 2 卸売市場の適正な配置の方針

1 生鮮食料品等の流通事情

(1) 需要の現状と見通し

ア 人口の動向

本県の人口は、平成10年の186万人をピークに減少に転じ、平成22年には、185万人程度になるものと推定される。したがって、人口増に伴う需要量の伸びは期待できない。

イ 1人当たりの生鮮食料品等の需要量の動向

1人当たりの需要量は、野菜、果実（果实的野菜を含む。）、水産物、切り花、鉢物が増加する一方、食肉は減少する見通しである。

特に、花きについては、生活に潤いと安らぎをもたらすものとして、その重要性は増してきており、今後も需要の拡大が見込まれる。

表1 需要の現状と見通し

年別	区分	単位	野菜	果実	水産物	食肉	切り花	鉢物
平成10年 1,865,773人	1人当たり 需要量	kg	97.8	39.9	56.1	27.7	本 48.2	鉢 7.0
	総需要量	t	182,473	74,444	104,670	51,682	千本 89,930	千鉢 13,060
平成22年 1,850,247人	1人当たり 需要量	kg	108.2	41.9	56.6	26.5	63.7	12.4
	総需要量	t	200,197	77,525	104,724	49,032	117,861	22,943
増加率 22年/10年	1人当たり 需要量	%	10.6	5.0	0.9	△ 4.3	32.2	77.1
	総需要量	%	9.7	4.1	0.1	△ 5.1	31.1	75.7

(注) 果実にはスイカ、メロン、イチゴ（果实的野菜）を含む。